

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県宝飯郡御津町

2 構造改革特別区域の名称

「ハートフルタウン みと」英語教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

愛知県宝飯郡御津町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 国際化の進展

御津町は、愛知県の東南部に位置し、面積約 1,873 ha、人口 13,703 人(平成 18 年 1 月 1 日現在)、南は三河湾に面して埋め立て地が広がり、西から北にかけては山地丘陵が連なり、中央部から東部にかけて平野部となっている。北からみると、ちょうどハイヒールのような、複雑な形をしている。町内を東西に JR 東海道本線(愛知御津駅)と国道 23 号が通り、町の北側を国道 1 号、東名高速道路(豊川、音羽蒲郡 IC)が走っており、東海道新幹線の豊橋駅へは JR 線で 2 駅である。また、東は豊橋市と小坂井町、北は豊川市と音羽町、西は蒲郡市に接しており、豊川市・蒲郡市・音羽町・一宮町・小坂井町とともに、「宝飯地区広域市町村圏」を構成している。

御津町は、万葉の時代には、伊勢と東三河を結ぶ海路の要衝として、江戸時代には東三河の年貢米の積み出し港として重要な役割を担ってきた。また、かつては東三河有数の海水浴場であった「御油海岸」に埋立地が造成され、町の性格も大きく変わった。それにともない、近隣の豊橋市、蒲郡市、田原市とともに三河港の一部を形成している本町も、自動車産業を中心とした企業の進出により、外国人の労働者、留学生等の外国人登録人数が増加し、町内の企業等へ通勤している外国人労働者等も増加し続けている。この外国の人々と町民が互いに理解し、協力できるまちづくりを進めているところである。

(2) 「英語が使える御津町民」を目指して

こうした中で、本町は平成 13 年 3 月、第 3 次御津町総合計画「キラキラ御津町 プラン 21」を策定した。本計画では、21 世紀初頭の御津町の将来像を『ハートフルタウン みと ~明日の鼓動がきこえる町~』と定め、「こころ和むまち、こころ潤うまち、こころ輝くまち、こころ弾むまち、こころ通うまち、こころ結ぶまち」づくりを進めている。この考え方は、住みやすい町をつくろうとする町民の高い意識に支えられ、中でも国際理解教育に対する関心は非常に高い。国際化の進展が進む中、町民の期待に応えるためにも、「英語の使える御津町民」を目指し、町全体で取り組んでい

るところである。

本町には、小学校2校、中学校1校があり、地域のシンボルとして、保護者をはじめ地域住民の教育に寄せる思いに支えられ発展してきた。現在でも、地域ぐるみの活動や行事などに積極的に参加、協力している。町内の南部小学校では、平成9年度より独自にオーストラリアの小学校との交流活動を実施して、隔年で派遣と受入れをしている。その取組も、保護者や地域住民が結成した交流の会が活動を推進してきた。

このような状況の中で、御津町では国際交流・理解の基盤となる国際共通語として英語教育の充実に取り組んできた。平成2年9月から宝飯郡4町(一宮町・小坂井町・音羽町・御津町)でJETプログラムによる英語指導助手(ALT)を起用し、郡内全中学校でチームティーチング(T-T)による英語の授業を開始した。平成3年からは宝飯郡4町で協力し国際教育協議会を立ち上げ、中学生のカナダ派遣や受け入れなどを進めている。

平成14年度からの「総合的な学習の時間」の中で町内両小学校では、国際理解の一環として地域の英語に堪能な人材と学級担任で、簡単な英会話を指導してきた。また、平成16年度から小学校2校に1名、中学校に1名の計2名の町独自に委託契約した外国人英語指導助手を派遣し、学級担任あるいは英語教師とT-Tで指導している。小学校1・2年生では、学級活動の時間の中で年間8時間、小学校3～6年生は総合的な学習の時間の中で年間11時間の英語活動を実施してきた。中学校では各学年週3時間の英語の授業の中で、週1時間は英語教師とT-Tで指導し、選択履修科目の英語の時間も同じ形で指導している。

また、ここ数年御津町にある県立高校(普通科と英語科を併設)と小中学校との英語活動を通しての交流も盛んになっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

21世紀に入り成熟時代を迎え、ゆとりと個性、自ら学ぶ意欲と生きる力を育む教育や心の豊かさを実感できる生活が求められている。そのことを実現するために、21世紀を担う子どもたち一人一人に、しっかりとした国際感覚やコミュニケーション能力の基礎を身に付けさせることが求められている。

御津町においても、今後の目指すべき指針となっている第3次御津町総合計画の中で、多様な分野において、町の個性を生かした国際交流・地域間交流を充実し、広い視野を持つ人材の育成を図っていくことを最重点課題としている。

そのために、御津町では小中学校全学年を対象に町独自に委託契約した外国人英語指導助手を派遣して英語活動、英語教育に取り組んできた。以前に比べ児童生徒の意欲、関心は高まってきた。しかし、これまでの英語活動では、たとえその活動を児童が楽しんでいたとしても、最終的に今まで通りの「総合的な学習の時間」で行ってきた英語学習では、本町が目指している英語運用能力を身に付けることは難しいのが現状である。効率よく児童に力を付けさせるためには、英語活動の目標を示し、系統的なカリキュラムに沿って学習を進めていく必要がある。そして、小学校で培ってきた英語運用能力を、中学校でさらに伸長させるために、英語運用能力を身に付けさせるための時間を設定す

る。このように計画し実施することで、中学校卒業段階において、「英語で自己表現ができ、恥ずかしがらずに積極的に外国の人々と接することができる子ども」が育成できると考える。また、既存の「総合的な学習の時間」でなく、「英語活動」という領域を設定することで、児童生徒の意識だけでなく、教師の意識も高まり、本計画をより推進することができると思う。

(1) 小中一貫の英語教育

英語運用能力の基礎の育成を図るためには、小中での連携を考え、子どもたちが無理なく楽しく英語に親しみ、子どもたち自身から英語を使いたくなるような英語教育を進めていくことが重要である。

- ・ 小学校の教育課程に「英語活動」を導入

小学校1・2年では、「学級活動」や「生活科」の時間の中で、英語に親しませ英語を学習することの楽しさを伝える。現在も町独自の英語指導助手と学級担任がT-Tで指導をしている。小学校3～6年では、「総合的な学習の時間」の国際理解教育の一部として指導しているが、本町が目指している「英語を使って自分の意思を発信する」という目標を達成させるために、小学校3～6年生については、週1時間の「英語活動」を新たな領域として教育課程に位置づけ指導していくこととする。

- ・ 中学校の「外国語科(英語)」を週3時間から4時間へ

この小学校からの積み上げを中学校でも実践できるように、中学校も週3時間の「外国語科(英語)」の時間数を週4時間とし、週1時間は小学校の「英語活動」を継続・発展させる時間として、英語運用能力の育成を図っていく。

(2) ネイティブティーチャー(外国人英語講師)の有効利用

現在、本町は2名の町独自に委託契約した外国人英語指導助手がおり、児童生徒の国際理解教育推進に効果をあげている。

そこで本町では、さらに「英語表現に慣れ親しみ、楽しく英会話をする」というねらいを達成するために、来年度よりネイティブティーチャー(外国人英語講師)と位置づけ、小学校の「英語活動」の時間と中学校の「英語科」週4時間の中の1時間を担当し、町内3小中学校の児童生徒の英語運用能力向上と英語教育の改善に役立てていく計画である。

ネイティブスピーカーを活用することは、児童生徒の学習意欲の向上や生きた英語を学ぶ大切な機会であることはもちろん、異文化理解や国際感覚を学ぶ上でも効果的である。

また、このネイティブティーチャー(外国人英語講師)の授業時間数を増加させることにより以下のことも可能となる。

英語運用能力の育成という観点で、独自の評価方法で評価を行い、中学校では観点別評価へも反映できる。

校内の現職研修へも参加し、児童生徒の英語力向上の取組にも参加できる。

小学校教員や英語科教員の英語研修の機会とすることができる。

児童生徒の実態に合わせたいろいろな授業形態が可能になり、習熟度別学習やT-

T など効果的な学習を組むことができる。

授業だけでなく学校行事や日常生活で接するため、異文化の理解や英語運用能力の育成に役立つ。

このような利点を生かし、児童生徒の英語感覚を高め、英語運用能力の育成を進めていく計画である。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在、御津町においても日常生活の中で外国語（英語）を話す機会は増加している。子どもだけでなく、町民の関心も高く、国際化が進展する中で、「英語が使える日本人」は、町全体で取り組む大きな課題となっている。

未来を担う子どもたちに、国際感覚やコミュニケーション能力を身に付けさせるためには、小学校から英語に慣れさせ、親しませることが、重要になってくる。そのために、学校教育法施行規則と学習指導要領の「教育課程の基準」の特例を導入する特別の区域を設ける。町の2小学校に新たな領域として週1時間の「英語活動」を設ける。中学校は、現行週3時間の英語科を週4時間にする。英語運用能力を育成する小学校での取り組みを継続し、小中の一貫性と系統性を持たせ、中学校卒業時に「英語で自己表現ができ、恥ずかしがらずに積極的に外国の人々と接することができる子ども」の育成を目指す。

(1) 小中学校の英語教育環境の整備

御津町では、21世紀を自ら切り拓くことができる人材の育成を図るために、「英語が使える御津町民」を目指して、生涯学習の一環として国際理解教育・英語教育を進めている。小中学校の国際理解教育・英語教育は、その基礎になる部分である。そこで、小学校では「英語活動」を教育課程の中に位置づけ、なおかつ中学校でもその成果を踏まえた指導ができるような環境作りを図り実施する。

小学校の「英語活動」導入にあたっては、年間指導計画に基づき平成18年度は週1時間を確保し、外国人英語講師の授業を中心に進めていく。そして、外国人英語講師の活用や小学校教員の英語研修会等を実施して、その成果を検討しながら小学校教員も順次授業を担当できるように拡大を図っていく。

また、小学校の積み上げを受けて、中学校の英語教育も週4時間の中の1時間は外国人英語講師による英語運用能力向上のための時間として設定し、小中を通して「英語が使える小中学生」の育成を図る。それと同時に、町内小学生の国際交流（オーストラリア、シデナム・ヒルサイド小学校への隔年での派遣、受入れ）、町内中学生の国際交流（オーストラリア、テイラーズ・レイクス・セカンダリー・カレッジとの派遣、受入れ）やSELHiに指定されている御津高校との連携・交流を進めていく。

(2) 小中一貫英語教育の実践

ネイティブティーチャー（NT）を小中学校に導入することにより、英語教育の充実を図り、一般の方への理解も促進する。

- ・ 町内2小学校へNTを配置することにより、英語の音声的な特徴を感じ、英語に親

しみやすくなる。

- ・ 英語活動や英語科の時間をN Tが英語で行うことにより、英語運用能力向上を図り、また、他の形態での日本人教師との指導も可能になり、英語教育が充実する。
- ・ N Tが常勤することで、児童生徒への効果ばかりでなく、教職員や保護者等、地域との連携が図れ、生涯学習の中での国際理解教育も推進する。

(3) 社会教育の充実

町民を対象に、英会話をとおしてコミュニケーションを楽しむことを目的に行っている講座や町内諸機関の英会話教室等へN Tを派遣し交流を図ることで、地域の社会人の興味・関心も高まり、町の国際理解教育推進に役立ち、社会教育のニーズの多様化にもつなげる。また、町内の保育園へもN Tを派遣し、就学前から英語表現に触れさせる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画を実施することにより、次のような効果が期待できる。

- ・ 小学校から英語活動を取り入れることにより、外国の人々に積極的に関わり、国際感覚を身に付けることができる。特に、直接外国の人々と接するとき、わだかまりなく相手の立場を尊重しつつ、自己主張できるような子どもの育成ができる。
- ・ 小中学生だけでなく、保護者や地域の方にも英語教育に対する興味や関心がより高まり、町全体で取り組んでいる生涯学習の充実を図ることができる。
- ・ 小中学生海外交流事業の実施により、オーストラリアやカナダの小中学生との交流が深まるばかりでなく、その保護者や家族、地域の人にも交流の輪が広がり、町民の国際理解教育の推進に寄与する。また、民間の交流も同時に図られ、民間ベースの交流発展への足がかりとなる。
- ・ 町独自で外国人英語講師を配置することにより、新たな雇用を創出できる。
- ・ 御津町という小さな自治体に取り組むことにより、近隣の市町村や全国の同じ規模の自治体への波及効果が期待できる。

8 特定事業の名称

8 0 2 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 御津町小中一貫英語教育課程検討委員会（仮称）の設置

平成18年度の町内の小中学校で本計画を実施するにあたって、英語活動及び英語科の教育課程の研究と成果の検証を行う委員会を設置する。委員については、学識経験者及び教育関係者で構成する。

(2) 小中学生海外交流事業の実施

「小学生海外交流事業」

町内の小学校5・6年生の希望者と小学校教員や関係者が平成18年度は、夏休みを利用してオーストラリア、メルボルン市にあるシデナム・ヒルサイド小学校を訪問し、異文化体験やホームステイ体験を行う。平成19年度は、シデナム・ヒルサイド小学校の受入れ体験をする。その後も隔年で実施する。

「中学生海外交流事業」

御津町を含む宝飯郡が、国際教育協議会を組織し郡内の中学生と教員をカナダ、デルタ市のシアカム・セカンダリー・スクールとエドモントン市のTDベーカー校の2校を交互に訪問し、交互に受入れを実施する。平成18年度はシアカム・セカンダリー・スクールを訪問し、TDベーカー校の生徒や教員の受入れをする。この事業は平成18年度で終了する予定である。それに代わる交流として、平成18年度からは御津町単独でオーストラリア、メルボルン市にあるテイラーズ・レイクス・セカンダリー・カレッジとの交流を実施する。

「御津町小中学生海外交流事業（仮称）」

上記のように中学生については、切り替え時期となり2・3年生が別の場所を訪れるが、平成19年度からは、御津町として、シデナム・ヒルサイド小学校とテイラーズ・レイクス・セカンダリー・カレッジの受入れを実施する。平成20年度は、本町の小学校5・6年生と中学校2・3年生を同時にオーストラリア、メルボルン市にある両校へ派遣する計画である。

(3) 児童英検・英語検定の実施促進

町内の小中学生が、児童英検・英語検定等を受検しやすい環境を整える。

(4) SELHi実施の御津高校との連携

スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（SELHi）の実践校である御津高校と連携し、小中学生と英語活動を行う。町内の行事「みとまつり」での小中高生合同の英語劇を御津高校英語科の生徒とともに実施する。小中学生の海外交流のための英会話研修会を、NTが講師となり、御津高校英語科の生徒も参加して実施する。御津高校もオーストラリア、タスマニア島へ英会話研修旅行を計画している。また、御津高校英語科の生徒が作成したオーラル・プレゼンテーション用の紙芝居を町内の小学校で実演する。このように互いに学校訪問する計画も立てている。

(5) NT及び教員の指導力向上のための研修

NT及び教員に本計画の意義と具体的な指導法等、指導力向上を図るために、平成18年度より、学校単位の研修及び町内全体での研修を実施する。

町内の2小学校の英語教育を推進する教員を小学校英語指導者認定会議（J-SHINE）の指導者養成講座を受講させ、学校の推進役とする。

別 紙

1 特定事業の名称

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

御津町立御津北部小学校、御津町立御津南部小学校、御津町立御津中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成18年4月1日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

御津町教育委員会

(2) 事業が行われる区域

御津町内全域

(3) 事業により実施される行為や整備される施設などの詳細

21世紀を自ら切り拓くことができる人材の育成を図るために、本町では、「英語が使える御津町民」を目指し取り組んでいるが、本特区により、小学校3年生から6年生に領域として「英語活動」を位置づけ、中学校は「外国語科(英語)」の時間数を週4時間とし、小中学校9年間を見通した系統性や継続性のある英語教育を進め、英語運用能力の向上を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

21世紀を生きる子どもたちに求められることは、世界における相互依存の關係に気づき、地球規模の視点を持ちながら、自己の能力を發揮し、各自の生活場所でグローバルに生きていくための資質を養うことである。そして、母国語に加え外国語によるコミュニケーション能力の育成を進めながら、国際理解の資質を育て、他言語・多文化への認識を高めることは、これからの世界を生きていく子どもたちに必要である。御津町でも、21世紀を自ら切り拓くことができる人材の育成を図るために、「英語が使える御津町民」を目指して、生涯学習の一環として国際理解教育・英語教育を進めている。

そのためには、身近で簡単な英語表現を用いながら、達成可能な体験を積み重ね、興味をもって取り組める活動を準備する必要がある。そして、英語表現に慣れながら「自分で考え、感じたことを発信する機会」「他者の情報に興味をもって受け取る機会」「子どものアイディアや個性が生きるような自己表現の機会」を設定することが重要

であると考え、本町でも小中学校の国際理解教育・英語教育において、町独自に委託契約した外国人英語指導助手を派遣したり、総合的な学習の時間や学級活動等で国際理解教育の一環として英語教育をしてきた。

しかし、「総合的な学習の時間」における英語活動では、実施の方法も内容も統一されているわけではなく、後の継続的な英語運用能力の初期段階として位置づけられているわけではない。「総合的な学習の時間」は、英語によるコミュニケーションの体験を通して多文化・他国民を知る「国際理解」の一環として、または、英語に触れること自体に教育的意義を求めているので、本町が目指す国際理解教育・英語教育を十分に達成することができない。また、中学校においても、「外国語科(英語)」の目指している目標は、実践的コミュニケーション能力の基礎を養うことになっているが、小学校の「英語活動」を発展・継続させ、「英語を使って自分の意思を発信する」生徒を育成することはできない。

そこで、今まで蓄積した実践を基に「年間指導計画」作成し、小学校に「英語活動」の時間を新設し、中学校の「外国語科(英語)」の時間を週1時間増やし、系統的・継続的に英語教育を進めることができる教育課程を実施することが必要である。

このため、特例措置を適用して、英語運用能力を効率的に身に付けさせ、本町として目指している「英語の使える御津町民」の育成を達成する。

本町では、平成17年9月より本格的に調査研究を始め、平成18年4月に導入する。また、小中学校現場からの要求や町民の願いとも合致する。

(2) 取り組みの期間

小中学校ともに平成18年度から開始する。隔年ごとにこの事業の評価、見直しを行う。特に、開始当初の2年間は、移行措置を考慮して実施する。

(3) 教育課程の基準によらない部分

小学校3年生から6年生に、新たな領域として「英語活動」を新設する。

小学校3年生から6年生については、「総合的な学習の時間」から年間35時間を「英語活動」に充てる。そのため、総合的な学習の時間を35時間削減する。

中学校は、「外国語(英語)」の授業時数(全学年年間105時間)を年間35時間増やして週4時間(年間140時間)に拡充し、その中の週1時間は外国人英語講師による授業とする。そのため、1年生は「総合的な学習の時間」及び「選択履修の時間」を併せて35時間削減し、2・3年生は「選択履修の時間」を35時間削減する。

別表1 御津町立小学校年間標準授業時数

区分	必修教科の時間数									英語活動	道徳	特別活動	の時間	総合的な学習	総授業時間数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年	272		114		102	68	68		90		34	34			782
第2学年	280		155		105	70	70		90		35	35			840
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910	
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945	
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945	
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945	

「総合的な学習の時間」を35時間削減し、「英語活動」35時間を新設する。

別表2 御津町立中学校年間標準授業時数

区分	必修教科の時間数									選択教科	道徳	特別活動	の時間	総合的な学習	総授業時間数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語						
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	0	35	35	65	980	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	50	35	35	70	980	
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	105	35	35	95	980	

1年生は「総合的な学習の時間」と「選択履修の時間」を併せて35時間削減し、「外国語(英語)」の時間を35時間増加し、年間140時間とする。2・3年生は「選択履修の時間」を35時間削減し、「外国語(英語)」の時間を35時間増加し、年間140時間とする。増加した時間は、外国人英語講師による時間とする。

(4) 計画初年度の教育課程の内容

小中学校9年間を見通した系統性や継続性のある英語教育を実践するために、小中学生の発達段階にあわせ、英語運用能力が身につくように配慮し、各Levelの目標を以下のように設定する。

ア 準備段階 小学校1・2年生の目標

体を動かすことで、英語のリズムを楽しく体得する。

からだを動かす

イ level 1 小学校 3・4年生の目標

口を使うことで、感情表現中心に語彙を増やす。

口を使う

ウ level 2 小学校 5・6年生の目標

心と頭を動かすことで、感動する発見をする。

心と頭を動かす

エ level 3 中学校 1・2・3年生の目標

文法に上手に当てはめることで、自分の意思を伝える。

文法に上手に当てはめる

小学校

ア 初年度より町内に2校ある小学校において、教育課程に「英語活動」を領域として新設する。小学校1・2年生段階は導入しないが準備段階とする。小学校3年生から6年生までは、「総合的な学習の時間」から年間35時間を「英語活動」に充て、本町独自に委託契約した外国人英語講師が指導にあたる。

イ 小学校への「英語活動」の導入は、中学校の英語教育を早期に行うことではない。これからの国際社会に生きる子どもたちに必要な英語運用能力の育成が目的である。さらに、異文化理解・国際感覚等の人間的成長もねらいとしており、体験的な活動・歌・ゲームも交えて、子どもたちにとって楽しい活動にする。

ウ 各学年のねらい・主な目標

Level	学年	時数	ね ら い	学年の主な目標
1 口を使う	小3	35	・身の回りのことについての英語を聞き取ることができる。	・ゲーム、歌、動作などを通して、英語のリズムや音声に親しむことができる。
	小4	35	・フレーズや簡単な英文で自分の思いを相手に伝えることができる。	・ゲーム、歌、動作などを通して、簡単な英語を話したり、聞いたりすることができる。
2 心と頭を動かす	小5	35	・簡単な英文を聞いて、理解し、簡単な英文で相手に思いを伝えることができる。	・英語を用いて簡単なやり取りをして会話することができる。
	小6	35	・身近な英単語を書いたり、読んだりできる。	・アルファベットや簡単な英単語を読んだり、書いたりすることができる。

エ 評価について

- ・ 評価については、領域として扱うので、各 Level のねらいが達成できたかどうかで判断する。各 level のねらいをもとに、活動の中で向上した点を文章表現する。

中学校

ア 初年度より町内にある中学校において、週4時間の「外国語(英語)」を実施する。その中の1時間は、本町独自に委託契約した外国人英語講師が指導にあたる。

イ 小学校で積み上げた英語運用能力をさらに伸ばすように中学校も指導する。中学校の授業も発達段階を考慮し、子どもが興味・関心をもてるような取り組みをする。

ウ 各学年のねらい・主な目標

Level	学年	時数	ね ら い	学年の主な目標
3 文法に上手に当てはめる	中1	35	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で自分の意思や考えを伝えたり、受け取ったりする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に関わる場面で、英語を用いて簡単な会話をすることができる。
	中2	35	<ul style="list-style-type: none"> 英語の文法にかなった言い方で、自分の意思を表現する。 事実の表現について、自分の意思を英語で発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 英語を用いて自分の意思を伝えることができる。 スピーチやディベートなどのやりとりを通して互いの情報を伝え合うことができる。
	中3	35		<ul style="list-style-type: none"> 外国の生活・文化に関心を持ち、日本の生活・文化も尊重して、相手と接することができる。 英語を用いて考えたり、互いの気持ちや考えをつたえあったりする。

エ 評価について

- 「外国語(英語)」の観点別学習状況の評価に加味する。それぞれの観点の評価をする際の一つの資料として用いる。

各 Level の教材については、委託契約をしている民間業者と共同開発したテキストを用いる。

- 「Step Right Up」 Level 1 (小学校3・4年生)
- 「Step Right Up」 Level 2 (小学校5・6年生)
- 「Step Right Up」 Level 3-part1 (中学校1年生)
- 「Step Right Up」 Level 3-part2 (中学校2年生)
- 「Step Right Up」 Level 3-part3 (中学校3年生)

初年度の実践をもとに、教材の選定・教育課程・年間指導計画・指導方法等について成果と課題を踏まえ、さらに改善を図っていく。

特に、初年度の小学校4年生と6年生については、別に年間指導計画を作成し、次の Level にスムーズに移行できるようにする。また、中学校2・3年生については、それぞれの学年の実態に合わせて計画を立て実施する。

初年度の外国人英語講師の授業やその成果を生かし、小学校教員及び英語担当教員の研修を進める。学校単位での研修会や学習会の開催、町教育委員会による全体の研修会や学習会を開催し、町全体の小学校教員及び英語担当教員の英語指導力の向上を図る。平成19年度からは、部分的に小学校教員による英語指導を進めていきたい。

(5) 本計画と憲法、教育基本法、学校教育法に示す学校教育目標との関係について

本町のまちづくりの基本方針にも、これからのまちの活力は、住民と行政が情報を共有するとともに、活発に全国・世界へ情報発信して存在感をアピールし、また、価値のある情報を受信してまちづくりを進めようとしている。他にない個性的なまちづくりの一つとして、「英語の使える御津町民」を進めようとしている。

また、臨海埋立地への企業・マリナーの誘致を図ったり、近隣の都市部への外国人労働者の流入など、急速に国際化が進んでいる。

このような状況の中で、本町教育委員会は、当該特区内での急速な国際化に対応し町民全体に国際共通語（英語）運用能力を向上させる重要性を認識している。今後の本町の産業を支える人材の育成、国際理解の促進、積極的な情報発信・受信など周辺地域とともに教育上特に配慮が必要な事情があるものと認め、小学校及び中学校の教育課程を一部変更し、平成18年度当初より導入する。これを進めるにあたり、外国人英語講師の確保もでき、教材の選定・教育課程・年間指導計画も準備できている。削減する総合的な学習の時間も各校のねらいを達成できる見通しが立った。

英語教育を町内の小中学校で系統的、継続的に取り組むためには、学校教育法施行規則及び学習指導要領の教育課程の基準の特例を導入し、小学校の「英語活動」と中学校の「外国語科（英語）」とをリンクさせる必要がある。小学校で育ててきた英語運用能力を基礎に、中学校の「外国語科（英語）」の学習内容や授業時数を拡大することによって、小中学校の英語教育に一貫性をもたせ、英語表現活動を多く体験することができる。また、英語運用能力をより効率的に獲得でき、恥ずかしがらずに積極的に外国の人々と接する子どもを育成できると考える。規制の特例により、町内の全小中学校で実施が可能となり、憲法26条の教育の機会均等とも合致する。

また、異文化理解・国際感覚等を身に付けた豊かな人間的成長を目指し、児童生徒の発達段階に応じた教育内容は教育基本法の第1条を踏まえている。さらに、小中学校の教育の目的・目標を示した学校教育法第17条、18条、35条、36条の趣旨を満たしていると考えられる。

今年度も含め今までの「総合的な学習の時間」の両小学校の内容は、ふるさとに焦点を当てた課題追究学習と国際理解学習（英語学習）が中心となっている。本計画で育成される英語運用能力や豊かな国際感覚を身に付けることは、生きる力を育むものであり、「総合的な学習の時間」が削減されても、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成」や「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決に主体的、創造的に取り組む態度の育成」というねらいは達成できると考える。

また、中学校の「選択履修教科」を削減しても、選択履修教科を生徒のニーズから全員英語科を選択させ、生徒の実態に対応して多様な学習活動ができれば、必修の外国語科との関連からも効果的な学習が展開され、中学校学習指導要領第1章総則第3に示されているねらいは十分達成できると考える。